令和８年３月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 614 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和８年
（2026年）
3月号
第614号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

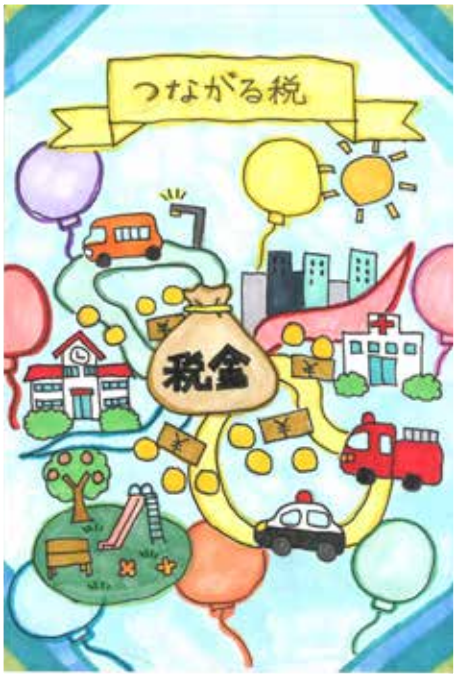
令和７年度

税に関する絵はがきコンクール 開催報告



松本法人会女性部長賞

安曇野市立三郷小学校　中村　心咲　さん



松本税務署長賞

松本市立明善小学校　大倉　ゆうみ　さん

本年度も女性部では青年部と連携し、松本税務署および管内小学校にご協力をいただき、租税教育活動の一環として『税に関する絵はがきコンクール』に取り組んでまいりました。

今回は16校から612作品が寄せられ選考の結果、各賞が決定いたしました。たくさんの作品のご応募誠にありがとうございました。
（６～７頁に関連記事掲載）

― 主な記事 ―

税務ポイント …… ２～３頁
皆さんこんにちは・村瀬陽一氏 …… ４頁
頑張ってます・小林まやさん、安井彩音さん… ４頁
令和８年度国税専門官採用試験要綱…… ５頁
税に関する絵はがきコンクール開催報告… ６～７頁
経営レポート …… ８～９頁
会員福利厚生制度ＰＲ …… 10頁
３月の予定、
　松本市内部会ブロック別研修会ご案内 …… 11頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき… 12頁
令和８年度優良経理担当者表彰のご案内 …… 付録
会員証明書・貼付台紙…… 付録

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長						経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
松本博労町ビル５階

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑⑥〕

加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて

Q. 令和８年４月１日から加熱式たばこに係る課税方式が見直され、加熱式たばこを紙巻きたばこの本数へ換算することとされましたが、従来の課税方式と今回の見直しについて教えてください。

A.

１．令和８年３月31日までは

⑴　課税区分の新設等について

「加熱式たばこ」については、たばこ税法上、これまで「パイプたばこ」に区分されていましたが、平成 30 年度の税制改正によって、「加熱式たばこ」の区分が新たに設けられました（平成30年10月１日施行）。

「加熱式たばこ」とは、たばこ又はたばこを含むものを燃焼せず、加熱（水その他の物品を加熱することによる加熱を含みます。）して、たばこの成分を吸引により喫煙し得る状態に製造された製造たばこをいいます（水パイプで喫煙するための製造たばこ㊟を除きます。）。

㊟「水パイプで喫煙するための製造たばこ」とは、いわゆる水たばこであり、たばこ又はたばこを含むものを燃焼又は加熱し、水パイプを使用して、たばこの成分を吸引するものです。

「水パイプ」とは、たばこの煙を水にくぐらせることによって喫煙するための喫煙用具です。

⑵　加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算について

平成30年度の税制改正によって、「加熱式たばこ」の紙巻たばこへの本数への換算方法が見直されました（平成30年10月１日施行）。

具体的には、重量及び小売定価を基に、次に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算することとなります。

加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値　＝　Ａ　＋　Ｂ　＋　Ｃ

Ａ　＝　加熱式たばこ１箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を含む。）　× 0.8（注２）

$$Ｂ ＝ \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの重量（巻紙、フィルター等の重量を除く。）}}{0.4\text{g}} \times 0.5 \times 0.2 \text{（注３）}$$

$$Ｃ ＝ \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの小売定価（消費税抜き）}}{\text{紙巻たばこ１本当たりの平均小売価格（注１）}} \times 0.5 \times 0.2 \text{（注３）}$$

（注１）「紙巻たばこ１本当たりの平均小売価格」とは、紙巻たばこ１本当たりの国及び地方のたばこ税並びにたばこ特別税に相当する金額の合計額を100 分の60で除して計算した金額をいいます。

（注２、３）　加熱式たばこの紙巻たばこの本数への換算方法の見直しについては、激変緩和等の観点から、平成30年10月１日から令和４年10月１日までにかけて、段階的に行うこととされています。

具体的には、上記計算式の注２、注３に記載している率は、下表の期間に応じて、次のとおりとなります。

期　間		(注2)の率	(注3)の率
経過措置	平成30年10月1日～（第一段階）	0.8	0.2
	令和元年10月1日～（第二段階）	0.6	0.4
	令和２年10月1日～（第三段階）	0.4	0.6
	令和３年10月1日～（第四段階）	0.2	0.8
	令和４年10月1日～（第五段階）	－	1.0

2. 令和８年４月１日からは

⑴　加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて

令和７年度の税制改正によって、「加熱式たばこ」の紙巻たばこへの本数の換算方法が見直されました（令和８年４月１日施行）。

加熱式たばこを「スティック型の加熱式たばこ」（注１）と「スティック型以外の加熱式たばこ」（注２）に区分した上で、原則として１箱の重量ごとに紙巻たばこの本数に換算することとなります。その上で、「スティック型の加熱式たばこ」は１本

どこでも申告・納税　イータックス（http://www/e-tax.nta.go.jp）

の重量、「スティック型以外の加熱式たばこ」は１箱の重量に基づき、最低課税の仕組みが導入されました。

(注１)「スティック型の加熱式たばこ」とは、葉たばこを原料の全部または一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこをいいます。

(注２)「スティック型以外の加熱式たばこ」とは、「スティック型の加熱式たばこ」以外の加熱式たばこをいいます。

具体的には、区分に応じて、次に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算することになります。

① スティック型の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.35\text{g}}$$

※スティック型の加熱式たばこ１本当たりの重量が0.35g未満である場合には、スティック型の加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこ１本に換算することとなります(最低課税)。

② スティック型以外の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.2\text{g}}$$

※スティック型以外の加熱式たばこの１箱当たりの重量が４ｇ未満である場合には、スティック型以外の加熱式たばこの１箱をもって紙巻たばこ20本に換算することとなります(最低課税)。なお、スティック型の加熱式たばこと併せて使用されるなど、一定の加熱式たばこの喫煙用具(製造たばことみなされるもの）は、重量が４ｇ未満であっても､最低課税の適用はありません。

⑵ 加熱式たばこに係る課税標準の見直しの段階的実施について

加熱式たばこに係る国及び地方のたばこ税の課税標準の見直しについては、激変緩和等の観点から、令和８年４月１日より、段階的に行うこととされています。

具体的には、改正前の課税方式と改正後の課税方式(上記①、②)を基に、次に記載している計算式で紙巻たばこの本数に換算することになります。

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \text{改正前の課税方式により算出した課税標準（注３）※一本未満切り捨て} \times 0.5\text{（注４）} + \text{改正後の課税方式（上記①、②）により算出した課税標準※一本未満切り捨て} \times 0.5\text{（注５）}$$

(注３）改正前の課税方式により算出した課税標準は、「加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて（～令和８年３月31日)」により算出した課税標準(第五段階)をいいます。

期間	（注４）の率	（注５）の率
令和８年４月１日～（第一段階）	0.5	0.5
令和８年 10 月１日～（第二段階）	－	1.0

国税庁ホームページ / 刊行物等 / パンフレット・手引き／間接諸税関係／たばこ税関係／
加熱式たばこに係る課税方式の見直しについて(～令和８年３月３１日・令和８年４月１日～)参照

税制委員会：甕秀行、北澤剛、竹原喜代一　グループ稿(監修：関東信越税理士会　松本支部)



皆さん
こんにちは♪

株式会社　村瀬組
松本市里山辺
代表取締役　**村瀬　陽一**　氏

『信州を愛し、松本を愛し、地元に貢献する事が使命』

1902 年創業の村瀬組は、松本地域で公共工事を中心とした土木事業を展開し、松本駅お城口の整備など地域の重要な工事を数多く担ってきました。松本の街づくりを支える存在として、長年にわたり厚い信頼を築いており、優良建設工事の表彰を重ねられるなど、品質への誇りと使命感が企業の力強さを物語っています。





村瀬さんは15年前に入社し、現場施工、営業、総務と全部署を経験。３年前に代表取締役社長に就任されました。現在は全社の統括に加え、行政や関係機関との渉外も担い、経営のかじ取りをされています。「５つのチャレンジ（無事故・品質の追及・コストの追及・創意工夫・己に挑戦）で明日をつくる」を理念に掲げ、新しい技術も活用し ICT 部門の強化など時代を先取りする取り組みを推進。また「新 3K（感動を与える仕事・希望にあふれた社員・健康に働ける職場）」の精神のもと人財育成や健康経営にも注力し、働きやすい環境づくりを進めています。さらに松本山雅のスポンサー支援や、アルペンスキー選手の前田知沙樹さんをアスリート社員として迎えるなど、信州のスポーツ振興にも貢献しています。

休日に２人のお子様と遊ぶことをとても楽しみにされているという村瀬さん。益々のご活躍を期待しています！

（澤田恵輔編集委員）

頑張ってます!!



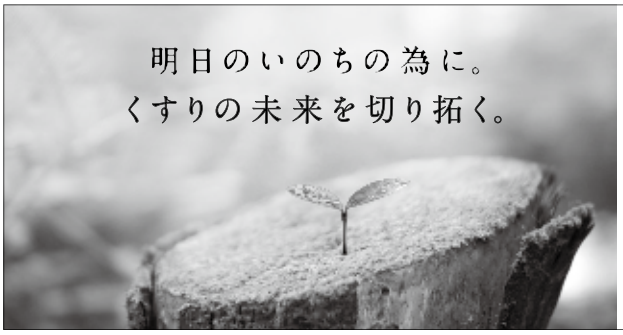
株式会社平林住設　松本市波田

小林まやさん㊧・安井彩音さん㊨

㈱平林住設さんは、主に住宅の基礎工事・地盤調査・地盤改良・外構工事・エクステリア工事を請け負われている会社です。５年前に入社された同期の小林さんと安井さんをご紹介します。小林さんは経理・工事事務といったお仕事を担当されており、『経理というお金を扱う仕事なので､誠実な仕事を心掛けています。また、現場の皆さんともコミュニケーションをとって会社全体として仕事がスムーズに進められるよう頑張っています』とお話しくださいました。安井さんは主に地盤改良に用いられる“エコジオ工法”を手掛ける部門で、設計から現場で重機も操られるなど、建設業という過酷な環境の中、数少ない女性として日々頑張っていらっしゃいます。『自分が設計した現場でミスがないよう、安全第一で周りの人や建物にも気を配っていきたいです』と力強く話してくださいました。

小林さんの休日の楽しみは映画観賞で、映画館に行ったりお家で好きな映画を見ることだそうです。安井さんの休日の楽しみは、ネイルや愛犬と過ごす時間、そして車をいじることだそうです。本当にお二人とも笑顔が素敵で目が輝き、向上心をもって、これからもご活躍されていくのだと思います。私も初心を忘れてはいけないと感じさせて頂いたひと時でした。

（深澤和紀編集委員）



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

税務署からのお知らせ

令和８年度　国税専門官採用試験要綱

■ 概　　要　　国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集します。

■ 受験資格　　１　平成８年４月２日～平成17年４月１日生まれの者
２　平成17年４月２日以降生まれの者で次に掲げる者
⑴　大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び令和９年３月までに大学を卒業する見込みの者
⑵　人事院が⑴に掲げる者と同等の資格があると認める者

■ 試験の程度　　大学卒業程度

■ 試験区分　　**国税専門Ａ（法文系）、国税専門Ｂ（理工・デジタル系）**

■ 申込み方法　　○　次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html
○　受付期間
令和８年２月19日㈭　午前９時～３月23日㈪［受信有効］

■ 試　験　日　　第１次試験　　令和８年５月24日㈰
第２次試験　　令和８年６月22日㈪～７月９日㈭
のいずれか第１次試験合格通知書で指定する日時

■ 試　験　地　　第１次試験地　　高崎市、さいたま市、新潟市、松本市ほか
第２次試験地　　さいたま市ほか

■ 合格者発表日　　第１次試験合格者　　令和８年６月16日㈫　午前９時
最終合格者　　令和８年８月12日㈬　午前９時

■ 問合せ先　　○インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課　TEL:03-3581-5311　内線 2332
午前９時から午後５時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

○上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係　TEL:048-600-3111　内線 2097
午前８時30分から午後５時（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）

■ 二次元コード

〈国税庁ホームページ〉　　〈人事院 採用情報 NAVI〉

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

女性部

令和７年度

税に関する絵はがきコンクール 開催報告

本年度の「税に関する絵はがきコンクール」には16校から612作品が寄せられました。どれも素敵な作品でしたが本号では入賞作品を掲載いたします。（入賞作品につきましては確定申告期間中松本税務署に展示されております。）

※「松本税務署長賞」作品、「松本法人会女性部長賞」作品は表紙に掲載しております。



入賞作品は松本税務署に展示されています。

【入賞作品より】


塩尻市立洗馬小学校
伊藤　あさひ さん



松本市立島立小学校
北野　あかり さん



塩尻市立宗賀小学校
青木　結菜 さん



安曇野市立明北小学校
木﨑　悠真 さん



松本市立源池小学校
近藤　葉奈 さん



松本市立源池小学校
石原　佑奈 さん



塩尻市立桔梗小学校
グンニオ ジャン
ブライ サギンシン さん



塩尻市立桔梗小学校
樋口　綾音 さん



塩尻市立桔梗小学校
米良　柚希 さん



塩尻市立桔梗小学校
樋口　琴音 さん


松本市立二子小学校
小倉　二千歌 さん



松本市立旭町小学校
大川　詩織 さん



松本市立旭町小学校
瀧澤　煌斗 さん



松本市立開智小学校
北條　向優 さん

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで



安曇野市立豊科北小学校
松原　杏奈 さん



安曇野市立豊科北小学校
高橋　優奈 さん



安曇野市立豊科北小学校
中川　夏葉 さん



松本市立波田小学校
籾木　葵子 さん



松本市立筑摩小学校
髙田　優芽 さん



安曇野市立三郷小学校
大月　陽菜 さん



安曇野市立三郷小学校
伊藤　海斗 さん



安曇野市立三郷小学校
岡田　琹奈 さん



安曇野市立三郷小学校
辺見　咲希子 さん



安曇野市立明南小学校
宮田　結衣 さん



松本市立四賀小学校
山田　麗来 さん



松本市立明善小学校
柴原　莉沙 さん

たくさんのご応募ありがとうございました♪





女性部長賞　授賞式



税務署長賞　授賞式

経営レポート

連結株主資本等変動計算書と包括利益計算書の整合性改善について

公認会計士　内山　信太郎



2025年３月に企業会計基準適用指針第９号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」が改訂されたことをご存じでしょうか。改訂されたとは言っても開示する内容や表示する金額が新設されたのではなく、開示文言等が一部整理されて開示の分かり易さが向上しただけです。ことさらに重要な論点ではないのですが、個人的に包括利益計算書との整合性に関してどのように改善されたのか自分の理解を更新する意味で、簡単に記載してみたいと思います。

改訂の影響をざっと記載しました。ここで重要なのが、「連結」株主資本等変動計算書にのみ改訂の影響があるということです。

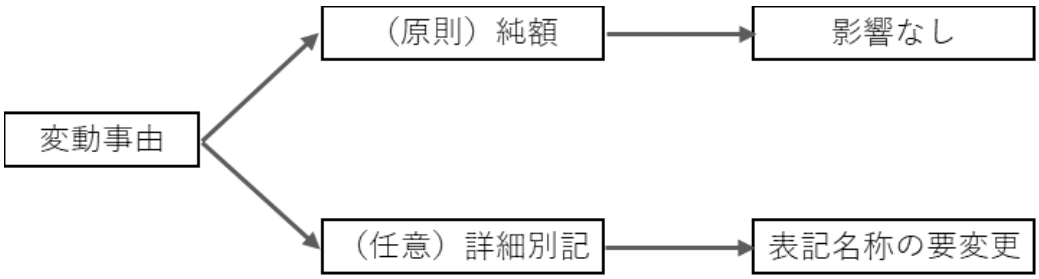
項目		改訂の影響
数値への影響	⇒	なし
注記内容の新設	⇒	なし
対象	⇒	連結のみ（個別は対象外）

なぜ「連結」のみが対象なのかというと、改訂の目的が包括利益計算書との連携強化なので、包括利益計算書を作成する必要がある連結計算書類での「見せ方」に重点を置いているためです。

何が変わったのかというと、開示文言が変更されました。具体的に、その他有価証券評価差額金に関する基準上の文言が改訂の前後でどのように変化したのか見てみると、以下の通りです。改訂後の表現だと、包括利益計算書では「当期発生額」と「組替調整額」が既に注記で開示されている状態なので、この変更により包括利益計算書との照合が改訂前と比べて実施し易くなっています。

改訂前の表現		改訂後の表現
純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金等の増減	⇒	当期発生額 組替調整額

「純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金等の増減」というのは、株主資本等変動計算書で「株主資本以外の項目の変動額」に記載されます。この「株主資本以外の項目の変動額」の変動事由を独自の表現で区分掲記していたのであれば、変動事由を改定後の表現に変更するというものです。この点ですが、改訂後においても「株主資本以外の項目の変動額」は、「純額」表記が「原則」です。よって、改訂前から「株主資本以外の項目の当期変動額(純額)」という表現で開示をしていたのであれば、今回の改訂で実施することはありません。基準上も「純額」表示が原則なので、任意で変動事由を総額区分掲記している会社は殆どないと思われますので、この改訂による対応が必要な会社はかなり限定的だと思います。



連結株主資本等変動計算書の「株主資本以外の項目の変動額」の変動事由を区分掲記している会社は、その変動事由を「当期変動額」「組替調整額」という表現に変更しますが、純額表記していた会社は今回の改訂に対応する必要はありません。2025年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から原則適用されますので、2026年３月期の連結財務諸表作成から対応が求められます。

以上が株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針の改訂に関する内容ですが､上記で挙がった｢組替調整額」というものはどういうものなのか、包括利益計算書で簡単に説明しておきます。

包括利益は次の２つで構成されています。「包括利益＝当期純利益＋その他の包括利益」です。「その他の包括利益」の中に「組替調整」というものがあります。「組替調整」とは､損益の二重計上を回避するものです。その他有価証券（売買目的ではないもの）で説明します。その他有価証券の貸借対照表価額は、決算期ではその時の時価で表示しますので、取得価額と時価とを比較して､「評価差額金(時価－取得価額)」を求めます。この評価差額金は「確定損益」ではないので「その他包括利益」で表現されます。その後売却して損益が確定したとすると、当期純利益の中に売却損益が計上されます。この売却損益の中には「その他包括利益」として計上した時価評価による変動差額分も含まれているため、この部分を除かないと損益を二重に計上していることになります。つまり、「その他包括利益」に計上した未確定損益分から売却等で確定した分を調整するのが｢組替調整(リサイクリングとも言いますが)」です。

今回は、当期変動額と組替調整の記載を義務化したのではなく、区分記載するのであれば、包括利益計算書と同じ表現にしましょうということでした。凄くマイナーな改訂論点です。基準でも純額表示を原則にしている以上、純資産の部に直接計上された分（当期発生額）と、「その他包括利益」から当期純利益へ組替された分（組替調整額）とが分けられておらず、「株主資本以外の項目の当期変動額（純額)」に増減が記載されていますので、包括利益計算書との整合は分かり難いままなのが現状だと個人的に思います。

少々気になった部分なので記事にしてみました。皆さんの一助になれば幸いです。

内山信太郎　公認会計士税理士事務所

明治安田 J2・J3 百年構想リーグ

松本山雅ＦＣ主催試合　観戦チケットを抽選でプレゼント!!

明治安田Ｊ２・Ｊ３百年構想リーグの松本山雅ＦＣ主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

・チケットは会場：アルウィン / ホーム自由席です。
・各試合チケットは３枚ございます。（1 名の方にプレゼント）
・今回は３月21日[vsFC 岐阜] から５月24日[vs 福島ユナイテッド FC]のチケットです。

【応募方法】

①お名前　②企業名　③お届け先(住所・電話番号)
④ご希望される試合
※お一人様１試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。

上記４項目をご記入の上、法人会事務局にＦＡＸ(36-0839）で、３月10日㈫までにご返信いただきますようお願い申し上げます。（当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。）

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
リーグ7節	３月21日㈯	FC 岐阜	14:00
リーグ9節	４月５日㈰	いわき FC	14:00
リーグ10節	４月12日㈰	RB 大宮アルディージャ	14:00
リーグ12節	４月26日㈰	AC 長野パルセイロ	14:00
リーグ13節	４月29日㈬	ジュビロ磐田	18:00
リーグ14節	５月３日㈰･㈷	ヴァンフォーレ甲府	13:00
リーグ16節	５月10日㈰	藤枝 MYFC	14:00
リーグ18節	５月24日㈰	福島ユナイテッド FC	14:00

【お問い合せ】　法人会事務局(電話：0263-35-8080)

法人会がん保険制度
公益財団法人 全国法人会総連合

法人会会員企業にお勤めの方は、
おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで
あなたによりそう
がん保険
ミライト



保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート(＊1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査(＊2)、**診断前の通院**、
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの不安や悩みを傾聴し、
適切にサポートします。

(＊1)アフラックのよりそうがん相談サポートは、Hatch Healthcare株式会社が提供するサービスであり、アフラックの提供する保険またはサービスではありません。よりそうがん相談サポートおよび案内する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来予告なく変更または中止される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ(https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html)をご確認ください。
(＊2)所定の支払事由に該当した場合

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「消費税申告一声運動実施中」

引受保険会社
「生きる」を創る。
Aflac アフラック
長野支社　〒380-0823　長野県長野市南千歳1-12-7　新正和ビル4階
法人会用フリーダイヤル 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!　アフラック 法人会　検索

No.1 アフラック がん保険 契約件数
各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

P24245 AFアツ課-2024-0542-2602007 12月26日

３月の予定

３日税制委員会グループ会議、県連青年部連絡協議会　４日女性部幹事会　５日青年部幹事会　10日県連健康経営報告会　13日正副会長会、第26回理事会　16日松本市内Ｃブロック研修会、県連事務局長会議　18日松本市内Ａブロック研修会　23日松本市内Ｄブロック研修会　24日松本市内Ｅブロック研修会　26日決算説明会　30日松本市内Ｂブロック研修会

決　算　説　明　会

（法人税・消費税の説明会 /2月決算法人対象）
３月 26 日㈭ 午後２時より
松本市駅前会館 ４階「大会議室」

令和7年度 松本市内部会 ブロック別研修会のご案内

下記内容の研修会を開催いたします。大勢の皆様のご参加をお待ちしております。

＊**所属する部会にかかわらずどなたでもご参加いただけます。**
ご希望の内容をいくつ受講されても何名様でも、受講料は不要です。

＊実施時間は、各日程とも**14：00 ～ 15：30**です。

＊会場は、各日程とも**「松本市駅前会館４階 大会議室」**です。
（松本市深志 2-3-21 ※駐車場に限りがございますので近隣の有料駐車場等のご利用もご検討ください。）

＊**ご希望の際は当日でも構いませんので必ず事務局までお申込下さい。**
（資料部数準備のためご協力ください：事務局 TEL0263-35-8080）

～ 令和７年度松本市内部会 ブロック別研修会 ～

①	３月16日㈪　Ｃブロック（東部・南松本・寿　部会）
【経営分野】	『 旧下請法 (取適法) 改正による中小企業への影響、経営上の留意点 』
	○講師：矢島　龍　中小企業診断士（株式会社 マネジメントアシスト）

②	３月18日㈬　Ａブロック（上土・今町 六九・伊勢町・中央・深志・本庄　部会）
【労務分野】	『 2026 年４月以降、健康保険の「被扶養者認定」について』
	○講師：上嶋　宏　社会保険労務士（上嶋社会保険労務士事務所）

③	３月23日㈪　Ｄブロック（西北・西部・南西　部会）
【法律分野】	『 企業秩序と労働者の権利業務に関する法務 』
	○講師：三浦 守孝　弁護士（三浦法律事務所）

④	３月24日㈫　Ｅブロック（芳川・南部・南東　部会）
【経営分野】	『 物価上昇時代に必要な資金繰り対策 』
	○講師：矢島　龍　中小企業診断士（株式会社 マネジメントアシスト）

⑤	３月30日㈪　Ｂブロック（白板・城西・城東・北部・本郷　部会）
【法律分野】	『 中小企業のＭ＆Ａ、中小企業における事業承継のトラブル防止 』
	○講師：三浦 守孝　弁護士（三浦法律事務所）

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030㈹
http://www.sanrinkk.co.jp/

※P12のパズルを解いてからご覧ください

パズル・四字熟語

〔答え〕 1 千変万化 2 運動神経

パズル・四字熟語

◆空いているマスに漢字を入れて四字熟語を完成させましょう。すべて完成させ、**タテに読む**と、また別の四字熟語が完成します。なんだかわかりますか？

1
三 ? 世界
君子豹 ?
一粒 ? 倍
文 ? 遺産

2
暖機 ? 転
直立不 ?
? 出鬼没
? 国済民

答えは P11をご覧ください

【作者紹介】
株式会社ニコリ
日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルＡＳＰ「e-数独」をＢtoＢ向けにリリース。

株式会社　武井山三郎商店

贈って喜ばれる・カタログを贈ってお好きな品を選んで頂けます **ギフト**

シャディ・カタログギフト（アズユーライク）



ジャスミン¥5,390　マーガレット¥3,190(税込)

ご予算別 15 の価格
1 個より承ります
包装・のし紙・名入付



社内表彰・周年行事・販促キャンペーン
スポーツ賞品・冠婚葬祭・プレゼント

シャディ（会員）　〒390-0828 松本市庄内１－５－１
ギフト㈱武井
TEL(0263)25-0777
FAX(0263)25-0776

地区トピックス　“ほんまちえびす”の道しるべ（松本市）



松本駅から大通りを東に進むと国府町２丁目交差点の脇に、大きな石柱状のえびす様があるのをご存じですか？石柱を確認すると「ほんまちえびす」と刻まれています。石柱には商都松本の風物詩“あめ市”にちなみ平成３年に建立された旨も記載されています。商売繁盛の神様えびす様の朗らかなお顔のような笑顔が街中に溢れるようになれば良いですね♪（澤田恵輔編集委員）

川柳コーナー

揉めてても
変わらず砂は
飛んでくる

重ね着が
減って感じる
春近し

部活消え
行き場失う
子はどこに

新米

あとがき

まだまだ寒さの残る日々ですが、やわらかな陽射しに春の訪れを感じる季節となりました。今年はミラノ・コルティナ冬季オリンピックが開催され、ふだんは触れる機会の少ない冬季競技にも多くの注目が集まっています。近年は男女混合種目やペア競技など、団体で挑む競技が増えているそうです。背景には、男女平等や多様な国々が参加しやすい競技形式を目指すという流れがあるといいます。

なかでも印象深いのが、スピードスケートの団体パシュートです。三人が隊列を組み、互いの呼吸やリズムを感じ取りながら滑る姿は、まさに一糸乱れぬ美しさ。「心の一体感」が結果を左右する競技と言えるでしょう。

この一体感は、会社や家庭にも通じるものがあるのではないでしょうか。想いを一つにし、支え合うことで、大きな力や安心感が生まれます。私たちも心を合わせ、希望に満ちた春を迎えてまいりましょう。（澤田）

（本号編集委員：深澤和紀　澤田恵輔）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社